

出張所・支所にご来庁される皆さまへ

新型コロナウイルス感染拡大防止の取組について

今般、政府より特別措置法に基づく緊急事態宣言が全国に発出され、岐阜県及び愛知県が特定警戒都道府県に指定されたことを受け、中部地方整備局木曾川上流河川事務所としても、新型コロナウイルス感染症の社会全体へのまん延防止のための取組を率先して行うとともに、職員の感染防止に努め、万一、職員の感染者が発生した場合であっても、当事務所の機能が著しく損なわれることがないよう、職員の出勤を回避する取組等を行っています。

ご来庁の皆さまには、ご不便等をおかけいたしますが、事情ご賢察のうえ、ご理解ご協力いただけますようお願い申し上げます。

皆さまへのお願い

1. 原則として、職員等はマスクを着用したまま対応させていただきます。
2. 出勤回避に伴い職員等が不在となる時間帯が増えます。
予め来庁前にご連絡をいただけますようお願いいたします。

3. 職員等が不在の場合

お手数ですが、あらためてご来庁いただくか、庁舎玄関付近に連絡方法等に関する掲示がある場合は、そちらに従っていただきますようお願いいたします。

お急ぎの場合は、次の電話番号までご連絡をお願いいたします。

- ・ 河川法の許認可に関すること
058-251-1326（占用調整課）
- ・ 河川の維持管理に関すること
058-251-1325（管理課）
- ・ その他
058-251-1321（総務課）

※本来の担当以外の者が対応させていただく場合もあり、お時間を頂くことも有るかと思存しますが、何卒、ご理解ご協力をお願い申し上げます。